平成２３年（フ）第８６９０号
愛媛県今治市高地町２丁目乙444番地30
破産者　渡邊香奈江
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６９１号
愛媛県今治市高地町２丁目乙444番地30、住民票上の住所大阪市中央区本町橋２番14―814号
破産者　渡邊　圭一
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０２号
大阪府茨木市新郡山１丁目31番302号
破産者　中谷　　忠
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３号
大阪市西成区天神ノ森２丁目７番19号　天神ノ森グリーンハイツ205
破産者　鈴木　正次
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７号
大阪市西区新町１丁目30番３号　307、前住所大阪市西区本田４丁目９番９号
破産者　三坂あや子
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５７号
大阪市淀川区野中北１丁目６番39―502号
破産者　大島　秀晃
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２１号
熊本県阿蘇市一の宮町三野247番地、前住所大阪市都島区友渕町１丁目４番１―1406号
破産者　井田　明美
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１３号
大阪市鶴見区横堤４丁目８番８号
破産者　塩見　律子
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７１９号
大阪市淀川区東三国４―19―17　シャトー高山403号、開始決定時大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1305号
破産者　岡林　幸彦
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３１号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の785
破産者　森　由香利
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５７号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番10号ベイリーブス404号、開始決定時の住所大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番28号
破産者　岩﨑　　學
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８６号
大阪府摂津市東正雀15番15号
破産者　須知　攻一
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９８号
大阪府東大阪市本庄西１―３―10―203坂口様方、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町２丁目９番地の33
破産者　川口　直人
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４５号
大阪市城東区古市３丁目９番１―711号
破産者　福井まゆみ
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７３号
大阪府高槻市大和２丁目８番７号
破産者　山村美代子
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目11番１―A502号、前住所大阪府河内長野市あかしあ台２丁目５番３号
破産者　河本　　功
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目10―21―101セジュール石原ＮＯⅦ、住民票上の住所広島市安佐北区安佐町大字くすの木台27番地２
破産者　上林　　靖
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４号
山口県下関市菊川町大字楢崎798番地３
破産者　福原　一美
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係